

別記様式（第4条関係）

会 議 錄

会議の名称	政策調整会議		
開催日時	午前9時00分から 令和2年1月7日（火） 午前9時55分まで		
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室		
出席者	關野副市長、神田市長公室長、村山危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、須田学校教育部次長兼教育総務課長、比留間生涯学習部長、渡辺選舉管理委員会事務局長 (担当課) 石井環境推進課長、細沼同課長補佐、真中同課専門員兼環境対策係長、荒井同課同係主査 (事務局) 永里政策企画課長、新井同課長補佐、江原同課政策企画係主事		
会議内容	1 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）		
会議資料	朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）の概要 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案） 土砂等の堆積の規制に関する条例・要綱の制定状況一覧 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例施行規則（案）		
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） <table border="1"> <tr> <td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td><input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月		
その他の必要事項			

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【議題】

1 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）について

### 【説明】

（担当課：石井環境推進課長）

朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例（案）について説明する。

初めに、条例制定の理由についてだが、土砂等の堆積に関して、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、新たに、本条例を制定するものである。

条例案の概要であるが、第6条において、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の対象外である500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満の土砂等の堆積を本条例の規制の対象として、土砂等の堆積を行う場合には、市長の許可制とする。

続いて、第8条において、堆積する土砂等の高さやのり面の勾配等の許可基準を設定し、第16条、第17条で、堆積する土砂等に関して、土壤基準を設け、汚染された土砂等の堆積を禁止する。

第20条では、土砂等の堆積を行う者だけでなく、土地所有者等に対しても、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要がある場合には、勧告や公表をすることができるとしている。

第24条から第28条においては、罰則規定を設け、違反者に対し、懲役又は罰金を科すものである。

本条例案については、令和2年第1回市議会定例会に上程し、令和2年10月1日から施行する予定である。

続いて、県内の条例制定の状況であるが、平成31年4月1日現在で、40市中33市が条例を制定済みである。

本条例案の検討状況については、昨年6月19日に、さいたま地方検察庁との協議が終了し、10月9日の住み良い環境づくり連絡委員会、10月21日の例規検討会を経て、11月6日に環境審議会において審議いただいている。

最後に、本条例案については、令和元年11月1日から12月2日まで、パブリックコメント及び職員コメントを実施したが、意見の提出はなかった。

以上が条例案の概要である。

### 【意見等】

（小酒井都市建設部長）

本条例の対象となる面積の上限が3,000m<sup>2</sup>未満と設定している自治体と3,000m<sup>2</sup>以上と設定している自治体があるが、この違いはどのような理由からか。

（担当課：真中同課専門員兼環境対策係長）

まず、3,000m<sup>2</sup>以上については、埼玉県の条例で規制されているため、多くの自治体では県の条例が適用されない3,000m<sup>2</sup>未満について規制を行っている。しかし、保健所を設置している市などについては、県の条例の適用除外となっていることから、3,000m<sup>2</sup>以上についても市の条例で規制している。

(小酒井都市建設部長)

下限を500m<sup>2</sup>以上と設定している理由はあるか。

(担当課：石井環境推進課長)

まず、県への届出が必要な施設である粉塵発生施設では、埼玉県の環境保全条例で500m<sup>2</sup>以上が届け出の対象となっているので、下限を500m<sup>2</sup>以上に合わせることにより県と連携して指導等を行うことができるなどのことから500m<sup>2</sup>以上としている。また、条例を制定している33市のうち近隣の和光市、新座市を含む29市で下限を500m<sup>2</sup>以上と設定している。

(小酒井都市建設部長)

市内で規制対象となりうる場所は何箇所あるか。

(担当課：石井環境推進課長)

500m<sup>2</sup>以上の粉塵発生施設として埼玉県に届け出ている施設が4施設、県の土砂の条例により、3,000m<sup>2</sup>以上として届け出ている施設が1施設で合計5施設ある。

(三田福祉部長)

水害などに備えて、地面を底上げして倉庫を建てる場合は、許可の対象となるのか。

(担当課：石井環境推進課長)

そのような場合については、建築基準法が適用されると考えられるので本条例の適用除外にあたる。本条例は、建築基準法や農地法等の規制が適用されない場合が対象となる。

(比留間生涯学習部長)

規則の中で、土砂の高さが2m、のり面の勾配については垂直1mに対する水平距離が2mと規定されているが、これは近隣市と同程度となっているのか。また、すでに堆積場として稼働している場所や土木事業者への周知はどのように行うことを予定しているのか。

(担当課：真中同課専門員兼環境対策係長)

土砂の高さとのり面の勾配の規定については、近隣市と同じとなっている。

(担当課：石井環境推進課長)

本条例は市議会での議決後、公布手続きを行い、10月1日に施行を予定している。その間に市内の事業者に向けて制度の説明を行う予定である。また、条例の附則第2項で規定しているとおり、10月1日の施行から3か月間の猶予期間を設けているので、その間に許可申請を出していただくよう周知を行っていく。

(關野副市長)

条例の対象を500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満とした場合、市内で気になる点や心配な箇所はカバーできるのか。また、罰則について量刑の設定はどのように行ったのか。

(担当課：真中同課専門員兼環境対策係長)

現状、500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満となる対象箇所については、粉塵発生施設として埼玉県に届け出ている4施設が該当する。その施設を規制することでカバーできるものと考えている。罰則規定については、無許可での堆積について地方自治法第14条第3項で定められた上限として2年以下の懲役又は100万円以下の罰金などとして設定している。すでに、条例案は検察庁に確認いただいた。

(上野総務部長)

直近で条例を制定している白岡市では、下限を300m<sup>2</sup>以上としているが、どのような理由からか。

(担当課：真中同課専門員兼環境対策係長)

まず、白岡市の条例は許可制ではなく届出制となっている。また、市街化調整区域の最低面積が300m<sup>2</sup>となっていることや、白岡市の近隣の状況を勘案して下限を300m<sup>2</sup>以上と制定している。

(木村上下水道部長)

規則の別表第1（第9条関係）、別表2（第21条関係）とあるがそれぞれ第10条関係と第22条関係の誤りではないか。

(担当課：石井環境推進課長)

指摘のとおりである。修正させていただく。

(木村上下水道部長)

実際に10月1日から運用するうえで、関係各課との連携はどのような体制で行うのか。

(担当課：石井環境推進課長)

現在のところ、協議できていないので、今後、関係各課を確認し、調整ていきたい。

(木村議会事務局長)

堆積の堆の字は漢字の表記で問題ないか。

(担当課：真中同課専門員兼環境対策係長)

平成22年から常用漢字に登録されているため、それ以降は漢字表記となっている。

(神田市長公室長)

本条例は、法律に基づき制定するのか、それとも法律がなく、県の条例だけでは補いきれないために制定するのか、どちらにあたるのか。

(担当課：石井環境推進課長)

県の条例には、法令根拠は示されていない。詳細についてはもう一度、整理していく。

(神田市長公室長)

条例第2条第1項第3号の有害物質の定義について、鉛、ひ素、トリクロロエチレンを列記している意図はあるのか。また、調査の対象として規則第22条に物質が列記されているが、限定しているのはなぜか。

(担当課：真中同課専門員兼環境対策係長)

規則第22条の物質を限定している理由は、本市の土砂等の堆積場では、主に搬入した土砂等を堆積し、搬出する堆積場であることから、汚染された土砂等が人の口や皮膚に直接摂取する可能性が高いと考え、重金属などの9種類の物質に限定している。

このことから、条例第2条第1項第3号の有害物質の定義について、土壤汚染防止法第2条の特定有害物質の定義のとおりとしているが、調査対象でない物質を表記しているので、有害物質の定義については、再度、検討する。

(三田福祉部長)

条例第2条に埋立てとあるが、2m掘り下げた場所を元に戻すために埋め立てる場合、届出の対象となるのか。

(担当課：石井環境推進課長)

掘った土をそのまま埋め立てる場合については対象とならないが、他の土で埋め立てる場合について条例の対象となる。

## 【結果】

一部修正し、府議に諮ることとする。

## 【閉会】